

提供日 2026/06/10
タイトル 富士山静岡空港の「特定利用空港」への対応について
担当 スポーツ・文化観光部 空港管理課
連絡先 空港管理班
TEL 054-221-3276



富士山静岡空港の「特定利用空港」への対応について

1 概要

- ・国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から、富士山静岡空港を「特定利用空港」として追加したい旨、空港管理者である県及び地元市町（島田市・牧之原市・吉田町）に対して説明がありました。

<特定利用空港・港湾とは> ※全国で24空港及び33港湾

- ・自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これを「特定利用空港・港湾」とするものです。
- ・「特定利用空港・港湾」では、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとされています。
- ・平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとされています。

2 本件に係る国からの説明概要

- ・平素における利用を対象としたものであり、武力攻撃事態といった有事を対象とするものではない。
- ・特定利用空港となったことにより、訓練の頻度は年数回程度を想定しており、自衛隊・海上保安庁による利用が大幅増加することではない。
- ・一般的には、国民保護のための輸送機による訓練や、戦闘機等による離着陸訓練、部隊展開の訓練、災害対応や人命救助等の訓練などを想定している。
- ・自衛隊・海上保安庁による利用であり、米軍による利用ではない。
- ・平時の訓練等を通じ自衛隊・海上保安庁が空港の特性を熟知することで、災害対応などにおいても、より確実かつ安全に部隊や物資を展開できると考える。
- ・受入の可否について、本年12月上旬頃までにご回答いただきたい。

3 県の対応

- ・今後、地元市町、関係者等と協議の上、受入の可否について判断します。
県HP：<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/1040177/1002842/1083004.html>